

佐賀県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十一月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
旧	新	旧	新	
医療法人明雄会 深町眼科医院	医療法人優なぎ 会森本病院	医療法人森本病 院	医療法人優なぎ 会森本病院	
医療法人深町眼 科医院				
佐賀市与賀町二番六九号	唐津市坊主町四四一番地	唐津市大名町二四二四番 地	唐津市大名町二四二四番 地	
平成二二・一〇・一九	平成二二・一一・一	平成二二・一一・一	平成二二・一一・一	
西松浦郡有田町白川 一丁目一七八一番地	西松浦郡有田町白川 一丁目四番一四号			
西松浦郡有田町白川 一丁目一七八一番地				
平成一八・三・一				
しらかわ薬局				